

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、交通事故に係る損害賠償の額について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

## 専決処分書

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、昭和48年 3 月14日議会の議決により指定された交通事故に係る損害賠償の額について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月19日

沼津市長 頼 重 秀 一

損 害 賠 償 額 1 5 4 , 0 0 0 円

損害賠償の相手方 沼津市大岡1713番地の 4  
株式会社エース  
代表取締役 鈴 木 睿 弘

事 故 の 概 要 令和 5 年10月30日、本市職員の運転する公用車が、沼津市大岡1713番地の 4 において、沼津市大岡1713番地の 4 株式会社エース所有の花壇に接触し、花壇を損傷させた。